

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省2-19)

<p>政策分野名 【施策名】</p>	<p>森林の有する多面的機能の発揮</p>	<p>担当部局名</p>	<p>林野庁 【林野庁計画課/森林利用課/整備課/治山課/研究指導課/経営課/経営企画課/業務課/企画課】</p>
<p>政策の概要 【施策の概要】</p>	<p>全ての森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、国民生活に維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう整備し、保全しなければならない。 従って、森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に推進する。</p>	<p>政策評価体系上の位置付け</p>	<p>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p>
<p>政策に関する内閣の重要政策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給 <ul style="list-style-type: none"> 2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 <ul style="list-style-type: none"> 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策 ・森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2 事業の目標及び事業量 ・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2 食料自給率の目標 <ul style="list-style-type: none"> 1 食料自給率 ・国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第3章 国土強靱化の推進方針 <ul style="list-style-type: none"> 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針 <ul style="list-style-type: none"> (9) 農林水産分野 	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年8月</p>

(政策分野19)

施策(1)	面的なまとまりを持った森林経営の確立											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	小規模零細な所有構造にある我が国の森林において、森林の多面的機能の発揮を確保していくためには、面的なまとまりをもった森林経営の確立が極めて重要である。このため、施業の集約化や林地の集約化等により森林経営計画 ^{※1} に基づく森林施業を一層推進する。また、多様で健全な森林整備のため、自然条件等を踏まえつつ、育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進する。											
目標① 【達成すべき目標】	施業集約化 ^{※2} 等の推進											
ア 私有人工林面積における集積・集約化の目標面積に対する割合	測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	年度ごとの実績値			
	71%	平成27年度	100%	令和10年度	-	-	-	76%	78%	S↑－差	【測定指標の選定理由】 森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりを持った森林経営の確立に向けて森林経営管理制度等を活用し、森林の経営管理の集積・集約化を推進する必要がある。このため、特に、集積・集約化が求められる私有人工林において令和10年度までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することとし、それに対する現に集積・集約化された私有人工林面積の割合を測定指標として、関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定量で向上させ、令和10年度に目標達成(100%)(私有人工林の半数(約310万ha)を集積・集約化)となるよう設定した。	
	把握の方法		都道府県等からの実績報告により把握。									
達成度合いの判定方法		$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績(見込)値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100\%$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

目標② 【達成すべき目標】		多様で健全な森林への誘導									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
ア 育成単層林のうち、 育成複層林へ誘導した森林の割合	1.9%	平成30年度	2.9%	令和5年度	-	-	-	2.1%	2.3%	S↑－差	<p>【測定指標の選定理由】 多様で健全な森林を整備していくためには、立地条件等に応じた多様な整備を推進する必要がある。このため、公益的機能の一層の発揮のため育成複層林へ誘導した森林の割合を指標として関連施策を推進する。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、育成複層林に誘導することとされている350万haの育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した割合を各年度一定割合(0.2%/年)向上させ、令和5年度までに2.9%に増加させることとした。</p>
					-	-	-	2.1%	把握中		
	把握の方法		事業実施都道府県等の実績報告により、当該年度において実施された誘導伐面積等を集計し、実績値を把握。								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(2)	再造林等適切な更新の確保										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎え、今後、主伐の増加が見込まれる状況にあることを踏まえ、公益的機能の発揮及び計画的な資源造成を図る必要がある。このため、主伐後の確実な更新を図るための造林コストの低減、優良種苗の確保、野生鳥獣による森林被害対策等を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	造林コストの低減										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
ア 人工造林面積のうち、伐採と造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗 ^{※3} や成長に優れた苗木による植栽、低密度による植栽を行った面積の割合	22%	平成29年度	44%	令和5年度	-	-	-	29%	33%	F↑－差	【測定指標の選定理由】 植栽による確実な更新を図るためには、育林経費の大半を占める造林初期におけるコストの低減を図ることが必要である。このため、①伐採と造林の一貫作業システムの導入、②コンテナ苗や成長に優れた苗木による植栽、③低密度による植栽等の面積の割合を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、毎年度の人工造林面積に対する上記①から③のいずれかを実施した造林面積の割合について、各年度概ね一定割合(4%/年程度)向上させ、令和5年度までに44%まで増加させることとした。
					-	-	-	34%	把握中		
	把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、当該年度において伐採と造林の一貫作業システム、コンテナ苗、成長に優れた苗木による植栽面積を集計し、実績値を把握。									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

目標② 【達成すべき目標】		種苗の確保									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	目標 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
ア コンテナ苗生産事業者のうち、一定規模以上のコンテナ苗生産能力がある事業者の割合								19%	平成27年度	50%	令和2年度
					25%	23%	28%	28%	28%		
	把握の方法		都道府県を通じて把握。								
達成度合いの判定方法		$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績(見込)値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100\%$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】		野生鳥獣による被害対策の推進								指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	年度ごとの実績値			
対前年度以上								各年度			
ア 鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうちシカ被害発生面積が減少した市町村の割合	-	-	対前年度以上	各年度	-	-	対前年度以上	対前年度以上	対前年度以上	F↑一直	<p>【測定指標の選定理由】</p> <p>再造林を確実に実施していくためには、深刻化するシカによる食害等の対策が不可欠であり、さらにシカ個体数の増加が推定される中、シカ被害の対策の確実な推進が重要である。</p> <p>こうしたことから、平成28年5月の森林法改正では、重点的にシカ被害対策を講ずるため市町村等が設定する「鳥獣害防止森林区域」に関する制度が創設された(平成29年度施行)ところである。</p> <p>このため、「鳥獣害防止森林区域」を設定した市町村において、シカ被害に関する施策の効果がどのように発現されたかという観点から評価できるよう当該指標を設定した。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</p> <p>各年度の目標値については、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合を前年度より増加させることとした。</p>
					-	53%	57%	60%	把握中		
	把握の方法	都道府県等を通じて把握。									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値)÷(前年度実績値)×100 Aランク:100%以上、Bランク:50%以上100%未満、Cランク:50%未満										

施策(3)	適切な間伐 ^{**4} 等の実施										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	地球温暖化防止を含む森林の多面的機能の着実な発揮を図るためには、間伐等の適切な森林整備を進めていく必要がある。このため、引き続き間伐等の適切な森林整備を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	水源涵養機能等の維持増進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	基準 年度	目標 年度	目標 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
ア 市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能 ^{**5} /土壤保全機能維持増進森林に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合	65.36%	平成30年度	74.51%	令和5年度	-	-	-	67.19%	69.02%	S↑－差	【測定指標の選定理由】 地球温暖化防止を含む森林の多面的機能を発揮させていくには、引き続き、間伐等の適切な森林整備を推進する必要がある。このため、「森林整備保全事業計画」が掲げる適切な間伐等の実施により、土壌を保持し水を育む機能が良好に保たれている森林 ^{**6} の割合を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定割合(1.83%/年)向上させ、令和5年度までに74.51%まで増加させることとした。
					-	-	-	65.37%	把握中		
	把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、当該年度において実施された間伐面積等を集計し、実績値を把握。									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値－当該年度すう勢値)/(当該年度目標値－当該年度すう勢値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

施策(4)	路網整備の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては施業等の効率化に必要な路網を整備する一方、天然生林等においては管理に必要な最小限の路網を整備し、又は現在の路網を維持するなど指向する森林の状態に応じた路網整備を進める。										
目標① 【達成すべき目標】	路網整備による森林資源の利用促進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
ア 生産性の高い林業経営の確立に必要な不可欠な林道等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給に資することが可能となる育成林の資源量	16億9千万m ³	平成30年度	20億7千万m ³	令和5年度	-	-	-	17億7千万m ³	18億4千万m ³	S↑－差	【測定指標の選定理由】 戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えている中で、公益的機能を発揮しつつ、森林資源の循環利用を推進していくことが大きな課題である。このため、林業の生産基盤となる林道等の整備により安定的かつ効率的な木材供給が可能となる育成林の資源量を目標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備事業計画(令和元年5月閣議決定)に基づき、林道等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を、現状の16億9千万m ³ から令和5年度に20億7千万m ³ まで増加させるとし、これに向けて、毎年一定量(7千万m ³ /年程度)で増加させることとした。
					-	-	-	17億6千万m ³	18億2千万m ³ (暫定値)		
把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、当該年度において開設された林道の延長等を把握し、木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる森林の資源量を把握。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値－基準値)/(当該年度目標値－基準値)×100 A ⁺ ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

施策(5)	国土の保全等の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	集中豪雨等による激甚な山地災害や松くい虫などの森林病虫害等の被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資することが必要である。このため、事前防災・減災対策としての治山事業の推進による山地災害の防止、松くい虫被害先端地における防除対策の重点化や地域の自主的な防除活動の推進を図りつつ、駆除措置・予防措置等の対策を引き続き推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	山地災害等の防止										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
ア 治山対策を実施したことにより周辺の森林の山地災害防止機能等が確保される集落の数	56.2千集落	平成30年度	58.6千集落	令和5年度	-	-	-	56.7千集落	57.2千集落	S↑－差	【測定指標の選定理由】 近年、集中豪雨等による激甚な山地災害が頻発しているほか、壮齢林での崩壊等に伴う流木災害の顕在化など、山地災害の発生形態が変化している。このような中、山地災害を防止し、被害を最小限にとどめるために事前防災・減災対策としての治山事業を推進する必要がある。なかでも地域の安全・安心な暮らしを確保する上で重要な集落周辺の森林については、一度損なわれれば人命、財産へ直接的に被害が及ぶことから、重点的に治山対策を推進する必要がある。このため、森林整備保全事業の目標等を定めた「森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)」に掲げる周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を指標として関係施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、これら集落を各年度一定量(約480集落/年)向上させ、令和5年度までに58.6千集落まで増加させることとした。
	把握の方法		事業実施都道府県等からの実績報告により、年度末時点の集落に対する治山対策の実施状況を集計し実績値を把握。								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値－基準値)/(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ 適切に保全されている海岸防災林等の割合	96%	平成30年度	100%	令和5年度	-	-	-	97%	98%	S↑－他	【測定指標の選定理由】 安全で安心な暮らしを支える国土の形成に寄与するため、市街地、工場や農地などを飛砂害や風害、潮害等から守る海岸防災林等について海岸侵食や病虫害から森林を保全する必要がある。このため、森林整備保全事業の目標等を定めた「森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)」に掲げる海岸防災林等の延長約9,000Kmについて治山事業等の実施により適切に保全されている延長の割合を指標として関係施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧計画(令和2年度まで)も勘案しつつ、令和5年度までに概ね100%まで増加させることとした。
	把握の方法		事業実施都道府県等からの実績報告により、機能が低下した海岸防災林等における治山対策の実施状況を集計し実績値を把握。								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(海岸防災林等の延長－(機能が低下した海岸防災林等の延長－当該年度までに治山事業により機能の回復した海岸林等の延長))/(海岸林等の延長)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

(政策分野⑱)

目標② 【達成すべき目標】		森林病虫害等の被害の防止								指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	年度ごとの実績値				
ア 保全すべき松林※7 の被害率が1%未満 の「微害」に抑えられ ている都府県の割合	71%	平成26 年度	100%	令和2 年度	81%	86%	90%	95%	100%	F↑一直	【測定指標の選定理由】 松くい虫被害は強い伝染性を持つものであり、一旦微害化し防除対策を軽減した地域等で再び被害が激化するおそれがあることから、防除を確実に実施する必要がある。このため、被害対策の進捗について適確に把握し、着実な防除実施を図るため、保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑える都府県の割合を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定割合(約5%/年)向上させ、令和2年度までに100%とすることとした。	
					80%	83%	87%	85%	把握中			
	把握の方法		都道府県等を通じて、実績値を把握。									
	達成度合いの判定方法		実績値の算定に当たっては、これまで松くい虫被害の発生していない北海道を除く46都府県の割合により算定する。 達成度合(%) = 当年度実績(見込)値 / 当年度目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
イ 新たな市町村で松くい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施した割合	-	-	100%	各年度	100%	100%	100%	100%	100%	F＝一直	【測定指標の選定理由】 松林の公益的機能の確保や防除に係るコストを踏まえつつ、新たに松くい虫被害が発生した市町村において、早期の段階で徹底的に防除を行う必要がある。このため、新たな市町村で松くい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施した割合を指標として設定し、関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、新たに被害が発生した全市町村でまん延防止措置を実行することとした。	
					100%	100%	100%	100%	把握中			
	把握の方法		都道府県等を通じて、実績値を把握。									
	達成度合いの判定方法		達成度合(%) = 新たな被害が発生した市町村のうち措置を適切に実施した市町村数 / 新たな被害が発生した市町村数 × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

ウ	高緯度・高標高の被害先端地域が在する都府県の保全すべき松林の被害率に対する全国の保全すべき松林における被害率の割合	-	-	100%以上	各年度	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	F = 一直	【測定指標の選定理由】 高緯度・高標高の被害先端地域は被害が未被害地へ拡大しやすいという特徴があり、被害のまん延の防止が必要である。このため、高緯度・高標高の被害先端地域が在する都府県の保全すべき松林の被害率に対する全国の保全すべき松林における被害率の割合の比率を指標として設定して関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値は、被害先端地域の都府県での被害率が全国の被害率を下回った場合である100%以上することとした。
						94%	106%	94%	87%	把握中		
		把握の方法		都道府県等を通じて、実績値を把握。								
達成度合いの判定方法		被害先端地域が存する都府県の保全松林の被害率を、当該年度の全国の保全松林における被害率以下に減少させる。 達成度合(%) = 全国の保全松林の被害率 / 先端地域が存する都府県の保全松林被害率 × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

施策(6)	山村振興・地方創生への寄与										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	地方創生が喫緊の課題となる中、我が国の森林・林業を支える山村は、高齢化・人口減少等が他地域に先駆けて進行し、集落機能を維持することが困難な地域もあるなど、依然として厳しい状況に置かれている。このため、森林資源を活かした産業育成による就業機会の創出と所得の確保、生活環境の整備等による定住促進などの推進やきのこをはじめとする特用林産物の生産振興等の地域資源の発掘と付加価値向上を図り、生産・販売力を強化する6次産業化等の取組を推進し、山村の振興を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	山村における就業機会の創出や都市との交流等の促進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度		目標年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
ア 全国の振興山村地域*8の中から抽出した市町村に対し、(1)新規定住者数、(2)交流人口、(3)地域産物等販売額の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合(前年比)	-	-	対前年度比 100%以上	毎年度	対前年度比 100%以上	対前年度比 100%以上	対前年度比 100%以上	対前年度比 100%以上	対前年度比 100%以上	F＝一直	【測定指標の選定理由】 山村の振興に向けて、森林資源を活かした産業育成による就業機会と所得の確保、生活環境の整備等により定住を促進し、山村に暮らす人々がいきいきと生活できるようにしていくことが重要である。このため、全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、(1)新規定住者数、(2)交流人口数、(3)地域産物等販売額について、いずれかが維持または向上した市町村の割合を指標として関係施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値は、前年度と当年度との比率を算出し前年度比100%以上とすることとした。
					対前年度比 91% (H27達成率 87%) (H28達成率 79%)	対前年度比 104% (H28達成率 79%) (H29達成率 82%)	対前年度比 97% (H29達成率 82%) (H30達成率 79%)	対前年度比 103% (H30達成率 79%) (R1達成率 81%)	対前年度比 63%(R1達成率 81%) (R2達成率 52%)		
	把握の方法	(1)新規定住者数、(2)交流人口数、(3)地域産物等販売額のうちいずれかを満たす市町村の割合について、全国の振興山村地域から無作為に抽出した市町村に対するアンケート調査を実施することにより、実績値を把握。									
	達成度合いの判定方法	全国の振興山村地域の中から無作為に抽出した市町村に対し、上記(1)～(3)の指標のうち、いずれかの指標を満たす市町村の割合を算出し、その前年度割合との比率を算出する。 いずれかの指標を満たす市町村の割合の前年度比(%)＝当該年度の割合(%)／(前年度の割合)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:有効性に問題がある):50%未満									

イ 国産きのこの生産量	47万トン	平成30年度	49万トン	令和12年度	-	-	-	-	47万トン	F↑一直	【測定指標の選定理由】 きのこ生産は、原木やチップの利用による森林整備への寄与や、きのこ生産による山村地域の雇用創出に寄与することから、人口減少等によるきのこ消費量の減少が予想される中、国産きのこの生産量を維持していくことが必要である。このため、国産きのこの生産量を指標として関連施策を推進することとする。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、「食料・農業・農村基本計画」に掲げる生産努力目標の令和12年度49万トンに向けて、令和2年度は47万トンとし、その後段階的(0.2万トン/年)に増加するように設定することとする。
					-	-	-	-	46万トン(暫定値)		
	把握の方法	特用林産基礎資料より把握									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当年度実績(見込)値)/(当年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

施策(7)	国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の促進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	森林整備や木材利用を推進していくことは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながることから、広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくことが重要であり、その気運を醸成していくことが必要である。このため、多様な主体による森林づくり活動の促進に向けて、企業・NPO・森林所有者・地元関係者等のネットワーク化などによる連携強化の促進と環境教育等の充実を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	多様な主体による森林づくり活動の促進と森林環境教育等の充実										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	目標 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
「フォレスト・サポーターズ」 ^{※9} の登録件数	3万9千件	平成24年度	6万2千件	令和2年度	5.0万件	5.3万件	5.6万件	5.9万件	6.2万件	S↑－差	【測定指標の選定理由】 多様な主体による森林づくり活動の推進や森林環境教育等の充実を図るには、一般国民、CSR活動により資金援助等を行う民間企業、森林ボランティア団体等による森林づくり活動や森林環境教育への関わりが重要である。このため、国民一人ひとりが、それぞれの立場、可能な方法で、日常の業務や生活の中で、自発的に森林の整備等に取り組む「フォレスト・サポーターズの登録件数」を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定量(3千件/年)向上させ、令和2年度までに6万2千件へと増加させることとした。
					5.5万件	5.7万件	6.2万件	6.8万件	6.9万件		
	把握の方法	制度運営団体の情報により把握。									
森林に関するCSR活動 ^{※10} 等を実施する民間企業の割合	52%	平成22年度	82%	令和2年度	70%	73%	76%	79%	82%	F↑－直	【測定指標の選定理由】 多様な主体による森林づくり活動の推進や森林環境教育等の充実を図るには、一般国民、CSR活動により資金援助等を行う民間企業、森林ボランティア団体等による森林づくり活動や森林環境教育への関わりが重要である。このため、「森林に関するCSR活動等を実施する民間企業の割合」を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、令和2年度までに森林づくりに新たに取り組むことへ興味・関心のある企業及び現在興味関心はないものの将来的にはあり得るとした企業の割合である30%を基準値に加えた82%を最終目標値として、各年度一定割合(3%/年)向上させることとした。
					78%	73%	69%	71%	団体による調査未実施		
	把握の方法	団体からの聞き取りにより把握。									
達成度合いの判定方法	達成度合(%) = 当該年度実績(見込)値 / 当該年度目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

(政策分野⑱)

ウ	森林ボランティア団体数	2,800団体	平成20年度から平成24年度の平均値	対前年増	毎年度	対前年増	対前年増	対前年増	対前年増	対前年増	S↑一直	【測定指標の選定理由】 多様な主体による森林づくり活動の推進や森林環境教育等の充実を図るには、一般国民、CSR活動により資金援助等を行う民間企業、森林ボランティア団体等による、森林づくり活動や森林環境教育への関わりが重要である。このため、直接的に森林づくり活動に取り組んでいる団体や、森林づくりを森林環境教育の一環として実施したり、山村住民と都市住民の交流や地域づくりのきっかけとして活用している「森林ボランティア団体数」を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、前年度実績値よりも増加させることとした。
						4,168団体	4,180団体	4,219団体	4,490団体	4,502団体		
		把握の方法	都道府県を通じて把握。									
	達成度合いの判定方法	A:(おおむね有効):前年度実績以上、B:(有効性の向上が必要である):基準値以上前年度実績未満、C:(有効性に問題がある):基準値未満										
施策(8)		国際的な協調及び貢献										
施策の目指すべき姿【目標設定の考え方根拠】		世界における持続可能な森林経営を推進し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標(SDGs)の実現を図る必要がある。このため、持続可能な森林経営に向けた国際的な政策対話や取組に積極的に参画し貢献するとともに、開発途上国における持続可能な森林経営に向けた取組を支援するため、我が国が有する知見や人材等を活用し、多国間・二国間の連携、官民の連携等、多様な枠組みを通じた国際協力を推進する。										

目標① 【達成すべき目標】		国際協力の推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
持続可能な森林経営 ^{*11} を推進する国際協力プロジェクト数	139件	平成27年度	153件	令和2年度	142件	145件	148件	150件	153件	S↑－直	【測定指標の選定理由】 世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標(SDGs)の実現を図るには、国際的に協調しつつ多様な枠組みを通じた協力を推進する必要がある。このため世界における持続可能な森林経営の推進に向けて我が国が実施した国際協力プロジェクトの数(①林野庁補助・委託事業、国際機関への拠出による国際協力プロジェクト、②JICAによる国際協力プロジェクト、③民間企業やNGO・NPOによる国際協力プロジェクトの合計数)を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値は、今後5年間で10%(毎年度2%)増加させることとした。
					146件	152件	153件	147件	115件		
	把握の方法		事業の実績報告、JICA及び公益法人等を通じて把握。								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A ⁺ ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和2 年度行政 事業 レビュー 事業番号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]				
(1) 農山漁村地域整備 交付金 (平成22年度) (関連:2-7,8,13,24)	77,878 の内数 (77,842 の内数)	72,387 の内数 (72,233 の内数)	76,536 の内数 (75,944 の内数)	80,732 の内数	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (5)-①-ア (5)-①-イ	-	0134
(2) 鳥獣被害防止総合 対策交付金 (平成20年度) (関連:2-13,14,24)	9,715 (9,608)	11,547 (10,810)	10,886 (10,591)	10,010	(2)-③-ア	-	0217
(3) 農山漁村振興交付 金 (平成28年度) (関連:2- 7,8,13,14,15,20,21,2 4)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	9,805 の内数	(6)-①-ア	-	0219
(4) 地域森林計画編成 事業費補助金 (昭和14年度) (主)	145 (138)	141 (133)	120 (112)	119	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0222
(5) 森林病虫害等被害 対策 (昭和25年度) (主)	718 (711)	718 (706)	715 (703)	715	(5)-②-ア (5)-②-イ (5)-②-ウ	-	0223
(6) 治山事業(補助) (昭和26年度) (主)	24,387 (24,278)	34,974 (34,628)	35,319 (34,836)	31,645	(5)-①-ア (5)-①-イ	-	0224
(7) 保安林等整備管理 費 (昭和27年度) (主)	482 (468)	482 (465)	484 (467)	484	(5)-①-ア (5)-①-イ	-	0225

(政策分野⑱)

(8)	森林整備事業(国研) (昭和36年) (主)	28,132 (28,132)	27,335 (27,334)	31,231 (31,231)	28,595	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0226
(9)	森林経営計画認定 事業委託費 (昭和44年度) (主)	1 (0.3)	1 (0.5)	0.8 (0.4)	0.8	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0227
(10)	特別母樹林保存損失 補償金 (昭和45年度) (主)	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10	(1)-②-ア (2)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0228
(11)	森林整備活性化資金 利子補給金 (平成6年度) (主)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	-	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0229
(12)	森林吸収源インベ ントリ情報整備事業 (平成18年度) (主)	272 (272)	267 (267)	261 (256)	263	(3)-①-ア	-	0230
(13)	幹線林道事業移行 円滑化対策交付金 (平成20年度) (主)	114 (114)	92 (92)	91 (91)	85	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0231
(14)	花粉発生源対策推 進事業 (平成21年度) (主)	125 (121)	111 (109)	114 (105)	117	(2)-②-ア	-	0232

(政策分野⑱)

(15)	森林生態系多様性 基礎調査事業 (平成22年度) (主)	304 (304)	305 (305)	326 (321)	322	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0233
(16)	森林整備事業(補助) (平成23年度) (主)	28,447 (28,363)	27,051 (26,943)	26,836 (26,639)	25,357	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0234
(17)	森林整備事業(直轄) (平成25年度) (主)	64,453 (62,223)	60,661 (59,385)	66,760 (64,957)	68,088	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0235
(18)	治山事業(直轄) (平成25年度) (主)	26,864 (25,924)	30,139 (28,789)	36,379 (34,628)	34,713	(5)-①-ア (5)-①-イ	-	0236
(19)	国有林野事業 (平成25年度) (主、関連:2-21)	11,769 (11,110)	11,571 (11,118)	11,394 (11,051)	11,447	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0237
(20)	森林・山村多面的機能 発揮対策 (平成25年度) (主)	1,700 (1,525)	1,490 (1,476)	1,425 (1,357)	1,353	(3)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ウ	-	0238
(21)	国際林業協力事業 (平成25年度) (主)	128 (127)	115 (115)	116 (115)	99	(8)-①-ア	-	0239

(政策分野⑱)

(22)	優良種苗低コスト生産推進事業 (平成25年度) (主)	138 (131)	100 (99)	87 (86)	-	(1)-②-ア (2)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0240
(23)	シカによる森林被害緊急対策事業 (平成27年度) (主)	216 (210)	166 (161)	142 (136)	160	(2)-③-ア	-	0241
(24)	REDD+推進民間活動支援事業 (平成27年度) (主)	69 (69)	59 (59)	42 (42)	-	(8)-①-ア	-	0242
(25)	新たな森林空間利用創出事業 (令和元年度) (主、関連:2-21)	-	-	32 (32)	87	(6)-①-ア (7)-①-ア (7)-①-イ	-	0243
(26)	分収林施業転換推進事業 (平成30年度) (主)	-	60 (60)	56 (56)	56	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0244
(27)	世界遺産の森林生態系保全対策事業 (平成30年度) (主)	-	57 (57)	52 (52)	52	(1)-②-ア	-	0245
(28)	森林情報活用促進事業 (令和元年度) (主)	-	-	251 (169)	206	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0246

(政策分野⑱)

(29)	林業普及指導事業 交付金 (昭和58年度) (関連:2-20,21)	358 (358)	358 (358)	349 (349)	349	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (5)-②-ア (5)-②-イ (5)-②-ウ (6)-①-ア	-	0247
(30)	スマート林業構築推 進事業 (平成30年度) (関連:2-20)	-	207 (203)	197 (197)	-	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0250
(31)	次世代林業基盤づく り交付金 (平成25年度) (関連:2-20,21)	4,955 (4,850)	3,444 (3,377)	190 (190)	-	(1)-②-ア (2)-②-ア (4)-①-ア (6)-①-イ	-	0253
(32)	【TPP関連事業】 合板・製材・集成材 国際競争力強化・輸 出促進対策 (平成27年度) (関連:2-20,21)	31,781 (29,880)	40,090 (38,130)	36,535 (35,247)	-	(1)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0254
(33)	林業・木材産業成長 産業化促進対策 (平成30年度) (関連:2-20,21)	-	7,337 (7,017)	10,701 (10,288)	8,389	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (6)-①-イ	-	0255
(34)	木材需要の創出・輸 出力強化対策 (平成30年度) (関連:2-20,21)	-	737 (731)	682 (673)	700	(6)-①-ア (6)-①-イ	-	0257

(政策分野⑱)

(35)	森林技術国際展開 支援事業 (令和2年度) (主)	-	-	-	57	(8)-①-ア	-	新2-0035
(36)	林業イノベーション 推進総合対策 (令和2年度) (関連:2-20,21)	-	-	-	843	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	新2-0036
(37)	森林病虫害等防除 法 (昭和25年)	-	-	-	-	(5)-②-ア (5)-②-イ (5)-②-ウ	森林病虫害等防除法に基づく各種防除措置等を実施。 本法に基づき、47都道府県において、森林の保全を図るため松くい虫被害対策をはじめとした森林病虫害等 の防除を実施することにより、森林病虫害等の被害の防止に寄与する。	-
(38)	国有林野の管理経 営に関する法律 (昭和26年)	-	-	-	-	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	国有林野の適切かつ効果的な管理経営を確保するため、計画的な実施を図る。 本法に基づき、土壌の保持や保水機能を重視する森林や、多様な樹種や階層からなる森林、木材の安定 的かつ効率的な供給が可能となる森林等を整備することにより、国有林野の公益的機能の維持増進が図ら れ、土壌を保持する機能や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に 寄与する。	-
(39)	森林法(普及指導事 業制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (5)-②-ア (5)-②-イ (5)-②-ウ (6)-①-ア (6)-①-イ	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と 森林施業に関する指導等を行う。 このことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様 性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、山村地域の活性化に寄与する。	-
(40)	森林法(保安施設地 区制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(5)-①-ア (5)-①-イ	保安施設事業の実施により、山崩れ、土石流等による被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、保安施設事業を実施することにより、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海 岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。	-
(41)	森林法(保安林制 度) (昭和26年)	-	-	-	-	(5)-①-ア (5)-①-イ	保安林の指定により、森林の有する水源涵養、土砂崩壊やその他の災害の防備等の公益的機能の確保 を図る。 本法に基づき、公益的機能の発揮が特に要請される森林を保安林に指定し、立木の伐採制限等の規制 措置を講ずることにより、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持さ れ、国土の保全に寄与する。	-

(政策分野⑱)

(42) 森林法(林地開発許可制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(5)-①-ア (5)-①-イ	保安林以外の民有林における水源の涵養、災害の防備等に支障を及ぼす開発行為の適正化を図る。 本法に基づき、森林の土地の適正な利用の確保を図ることにより、森林の山地災害防止機能等の多面的機能が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。	-
(43) 地すべり等防止法 (昭和33年)	-	-	-	-	(5)-①-ア	地すべり防止工事の実施により、地すべりによる被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、地すべり防止工事を実施することにより、山地災害等の防止に寄与する。	-
(44) 分収林特別措置法 (昭和33年)	-	-	-	-	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	分収方式による造林及び育林を促進し、適切な森林整備を一層推進。 本法に基づき、適切な森林整備を実施することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	-
(45) 森林法(森林計画制度) (昭和39年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	長期的視点に立って、森林の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の整備・保全の計画的な実施を図る。 本法に基づき、地域関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、森林計画制度の下、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備・保全の推進をすることにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-
(46) 林業種苗法 (昭和45年)	-	-	-	-	(1)-②-ア (2)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	優良種苗の供給を確保するために優良な採取源の指定、生産事業者の登録、種苗表示の適正化を図ることにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	-
(47) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法 (平成元年)	-	-	-	-	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	公衆の保健の用に供することが適当と認められる森林について保健機能の増進を図るための森林施業等の促進を図る。 森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画に「保健機能森林」の区域を設定し、当該区域の森林整備等を行うことにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-
(48) 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律 (平成7年)	-	-	-	-	(7)-①-ウ	緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めること等により、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進に寄与する。	-
(49) 森林経営管理法 (平成31年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を通じて、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図る。このことにより、林業の持続的発展のほか、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	-

(政策分野⑱)

(50)	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 (平成29年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (5)-①-ア (5)-①-イ (5)-②-ア (5)-②-イ (5)-②-ウ (6)-①-ア (6)-①-イ (7)-①-ア (7)-①-イ (7)-①-ウ (8)-①-ア	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成29年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	-
(51)	保安林の非課税 [固定資産税:地法348条の2第7号] (昭和25年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(5)-①-ア (5)-①-イ	地方税法第348条第2項第7号の規定に基づき、保安林に係る土地に対する固定資産税について非課税とする措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	-
(52)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 [所得税・法人税:措法第33条、第64条、第68条の70] (昭和26年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	-
(53)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 [所得税・法人税:措法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和26年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、保証金等の額から5,000万円を控除。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(54)	保安林の非課税 [不動産取得税:地法73条の4] (昭和29年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(5)-①-ア (5)-①-イ	地方税法第73条の4第3項の規定に基づき、保安林の土地を取得した場合における不動産取得税について非課税とする措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	-
(55)	計画伐採に係る相続税の延納等の特例 [相続税:措法第70条の8の2] (昭和42年度)	0.1 (-)	0.1 (-)	0.1 (-)	0.1	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	森林経営(施業)計画の認定を受けた森林所有者から、山林を一括して相続等により取得し、引き続き同計画の認定を継続的に受けた場合、森林経営(施業)計画に基づく伐採時期及び材積を基礎として、立木に係る相続税を分納できる特別措置。 本特例措置により、森林の相続時において計画的かつ適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-

(政策分野⑱)

(56)	山林所得に係る森林計画特別控除 〔所得税:措法第30条の2〕 (昭和43年度)	国税46 (53) 地方税 99 (106)	国税54 (58) 地方税 118 (124)	国税60 (-) 地方税 125 (-)	-	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	森林経営計画(平成24年4月1日以降に有効な森林施業計画を含む。)に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、収入金額の20%(2,000万円を超える部分の控除率は10%)又は50%から必要経費を控除した残額のうち低い額を控除。 本特例措置により、森林経営計画に基づく計画的な森林経営が促され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-
(57)	特定土地区画整備事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 〔所得税・法人税:措法第34条、第65条の3、第68条の74〕 (昭和50年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(5)-①-ア (5)-①-イ	租税特別措置法第34条、第65条の3及び第68条の74の規定に基づき、保安施設事業のために保安林等に係る土地を譲渡した際、譲渡所得の特別控除を措置。 本特例措置により、適切に保安施設が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	-
(58)	特別緑地保全地区等内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例 〔相続税:措法第70条の9〕 (昭和62年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(5)-①-ア (5)-①-イ	租税特別措置法第70条の9の規定に基づき、保安林の土地に係る相続税の延納に伴う利子税を軽減する措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	-
(59)	特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例 〔相続税:措法第69条の5〕 (平成14年度)	32 (-)	29 (-)	25 (-)	29	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	相続又は遺贈により取得した森林経営(施業)計画対象山林について、相続人が引き続き同計画に基づき施業を行う場合、相続税の課税価格に参入すべき価格は当該森林経営(施業)計画対象山林の価格に100分の95を乗じた金額とする特例措置。 本特例措置により相続時の税負担が軽減され、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	-
(60)	山林についての相続税の納税猶予 〔相続税:措法第70条の6の4〕 (平成24年度)	160 (-)	151 (-)	169 (-)	169	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	林業経営相続人が、森林経営計画が定められている区域内の山林(立木及び林地)について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合は、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置。 本特例措置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林経営者の経営の継続が確保されることにより、安定的かつ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、持続的な森林経営及び施業集約化等の推進に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]		321,765 (内数を含む)	341,538 (内数を含む)	357,459 (内数を含む)	314,859 (内数を含む)	参照URL https://www.maff.go.jp/j/budget/review/R2/index.html		
政策の執行額[百万円]		314,656 (内数を含む)	332,455 (内数を含む)	347,958 (内数を含む)				

(政策分野⑱)

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和2 年度行政 事業 レビュー 事業番号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]				
(1) 【参考:国土交通省より】 離島振興事業 (昭和28年度)	45,142 の内数 (44,949 の内数)	45,771 の内数 (45,222 の内数)	47,923 の内数 (47,164 の内数)	44,097 の内数	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (5)-①-ア (5)-①-イ	離島振興法に基づき、国が策定した「離島振興基本方針」を踏まえて各都県が策定した「離島振興計画」に位置づけられている各種公共事業の執行に充当。 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備、国土の保全等の推進に寄与する。	国-0444
(2) 【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発 事業 (昭和29年度)	22,290 の内数 (21,888 の内数)	21,518 の内数 (21,355 の内数)	24,588 の内数 (24,232 の内数)	24,051 の内数	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (5)-①-ア (5)-①-イ	奄美群島振興開発特別措置法に基づき、鹿児島県が策定した「奄美群島振興開発計画」に基づく事業について、同法第6条の規定に基づき、国の負担及び補助の割合を嵩上げて支援をしている(公共事業会計費の地域一括計上)。 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備、国土の保全等の推進に寄与する。	国-0445
(3) 【参考:国土交通省より】 北海道開発事業 (昭和26年度)	572,466 の内数 (570,349 の内数)	569,808 の内数 (567,242 の内数)	684,205 の内数 (681,487 の内数)	579,728 の内数	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (5)-①-ア (5)-①-イ	昭和25年2月10日閣議決定に基づき、北海道開発に関する社会資本整備を行う経費を国土交通省に一括計上し、予算使用の際は関係省庁に移替え等を行い実施。 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備、国土の保全等の推進に寄与する。	国-0449
(4) 【参考:内閣府より】 森林整備事業に必要な経費(沖縄振興) (昭和47年度)	330 の内数 (311 の内数)	317 の内数 (307 の内数)	286 の内数 (284 の内数)	292 の内数	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	森林の有する多面的機能が維持、高度に発揮されるよう、植付け、下刈り、除伐、間伐等や松くい虫被害にあいにくい山林への改質・改良を実施。(内閣府においては、沖縄振興を目的とする事業のうち公共事業を中心とする関係事業の全体的な把握、事業相互間の進捗調整、計画に沿った事業の推進を図るため、これらの事業の経費を内閣府に一括計上し、これを事業執行官庁に移し替えて執行する事により、計画実施について効果的な総合調整を行っている。) 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備等の推進に寄与する。	内-0073
(5) 【参考:内閣府より】 治山事業に必要な経費(沖縄振興) (昭和47年度)	282 の内数 (248 の内数)	273 の内数 (217 の内数)	400 の内数 (388 の内数)	363 の内数	(5)-①-ア (5)-①-イ	災害の防止、軽減を図るため、山腹崩壊地等の山地の復旧整備や季節風等から住宅、農地等を保全するための防風林等の整備等を実施。(内閣府においては、沖縄振興を目的とする事業のうち公共事業を中心とする関係事業の全体的な把握、事業相互間の進捗調整、計画に沿った事業の推進を図るため、これらの事業の経費を内閣府に一括計上し、これを事業執行官庁に移し替えて執行する事により、計画実施について効果的な総合調整を行っている。) 本事業の実施により、国土の保全等の推進に寄与する。	内-0074

(6)	【参考:復興庁より】 放射性物質対処型 森林・林業再生総合 対策事業 (平成24年度)	4,828 (4,375)	3,570 (3,212)	2,913 (2,693)	3,142	-	森林内における放射性物質の実態把握、森林施業等に関する放射性物質対策技術の検証、避難指示解除区域等における林業再生に向けた実証等、放射性物質対処型林業再生対策を実施。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0095
(7)	【参考:復興庁より】 治山事業(直轄) (平成24年度)	2,965 (2,784)	3,024 (2,758)	1,726 (1,688)	966	-	森林の維持・造成を通じて、集中豪雨、台風、地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、荒廃地の復旧整備等を行うことにより安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0096
(8)	【参考:復興庁より】 治山事業(補助) (平成24年度)	8,825 (8,777)	8,330 (8,294)	5,272 (5,257)	3,759	-	森林の維持・造成を通じて、集中豪雨、台風、地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、荒廃地の復旧整備等を行うことにより安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0097
(9)	【参考:復興庁より】 森林整備事業(直轄) (平成25年度)	2,477 (1,913)	2,336 (2,223)	2,149 (2,057)	2,254	-	東日本大震災の被災地に所在する国有林野において、間伐等の適切な森林整備による「災害に強い森林づくり」を進めるとともに、放射性物質の影響を受けた森林の整備に対する被災地のニーズを踏まえた事業を実施することにより、地域の森林・林業・木材産業の再生を図る。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0098
(10)	【参考:復興庁より】 森林整備事業(補助) (平成24年度)	2,509 (2,507)	3,475 (3,474)	3,639 (3,639)	3,869	-	原子力災害特有の課題である放射性物質の影響に対処するため、①「災害に強い森林づくり」として、放射性物質と一体となった間伐等やこれらの施業に必要な路網整備、②放射性物質の影響等により特に森林整備が進みたい人工林において、公的主体による緊急的な間伐等(「汚染状況重点調査地域等森林整備事業」)を実施することにより、豪雨等により森林から放射性物質を含む土壌が流出することを防止することを目的とする。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0099
(11)	【参考:復興庁より】 森林整備事業(国研) (平成24年度)	483 (482)	535 (535)	487 (487)	514	-	放射性物質の影響等により森林整備が進み難い人工林等のうち、土地所有者自身の自助努力では適正な森林整備が困難な奥地水源地域において、国立研究開発法人森林研究・整備機構(以下「森林研究・整備機構」という。)が森林を造成することにより、公益的機能の発揮や放射性物質を含む土壌の流出防止等に寄与することを目的としている。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0100

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

(注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

(政策分野⑱)

参考資料

1. 用語解説

注1	森林経営計画	森林法第11条の規定による、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が作成する5年を一期とする森林の経営に関する計画。
注2	施業集約化	林業事業者などが隣接する複数の森林所有者から路網の作成や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。
注3	コンテナ苗	容器の内面にリブ(縦筋状の突起)を設け、容器の底面を開けるなどによって、根巻きを防止できる容器で育成された根鉢付き苗木。露地で育苗する裸苗と比較して、コンテナ苗は、ビニールハウス等の施設整備の費用がかかるものの、機械化等による生産の効率化や生産期間の短縮、少ない面積での生産が可能。また、コンテナ苗は、裸苗よりも植栽適期が長いという特徴。
注4	間伐	育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。
注5	山地災害防止機能	森林の下層植生や落枝落葉が地表の侵食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ機能。
注6	土壌を保持し水を育む機能が良好に保たれている森林	市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能/土壌保全機能推進森林に区分された育成林のうち、適切な間伐や高齢級の森林への誘導等の人工林の適正管理等により、下層植生や樹木の根の発達、森林の崩壊の予防等が図られ、土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれている森林。
注7	保全すべき松林	保安林及びその他の公益的機能が高い松林であって松以外の樹種では当該機能を確保することが困難な松林として都道府県知事が指定する高度公益機能森林及び、松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林として市町村長が指定する地区保全森林。
注8	振興山村地域	山村振興法に基づき、要件(1960年林業センサスにおいて、林野率0.75以上、人口密度1.16人/町歩未満で、交通、経済、文化等条件に恵まれず、産業開発の程度が低いこと)を満たしている山村(旧市町村単位)から都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定する地域。
注9	フォレスト・サポーターズ	個人や企業等が「フォレスト・サポーター」として運営事務局に登録を行い、日常の業務や生活の中で自発的に森林の整備や木材の利用に取り組む仕組み。
注10	CSR活動	企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、法令遵守や環境保全、社会貢献など、企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)を果たすための活動。
注11	持続可能な森林経営	動的で進化する概念として、全てのタイプの森林の経済、社会、環境的価値を現在及び将来世代の便益のために維持し、高めることを目的に森林を管理し又は経営すること。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省2-⑳)

政策分野名 【施策名】	林業の持続的かつ健全な発展	担当部局名	林野庁 【林野庁経営課/研究指導課/計画課/企画課】
政策の概要 【施策の概要】	林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資するため、相当程度の事業量を確保するとともに、高い生産性と収益性を実現し、森林所有者の所得向上と他産業並み従事所得を確保できる林業経営の育成を目指す。このため、森林経営計画に基づく低コストで効率的な施業の実行やこれらを担う人材の育成・確保等を推進する。	政策評価体系上の位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展
政策に関する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 <ul style="list-style-type: none"> 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 ・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2 食料自給率の目標 <ul style="list-style-type: none"> 1 食料自給率 	政策評価実施時期	令和2年8月

(政策分野⑳)

施策(1)	望ましい林業構造の確立										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	小規模零細な所有構造にある我が国の森林において、面的にまとまった森林経営の確立が極めて重要である。このため、森林経営計画の作成等を推進し、同計画に基づく低コストで効率的な施業の実行の定着を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	効率的かつ安定的な林業経営の育成										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
ア 私有人工林面積における集積・集約化の目標面積に対する割合	71%	平成27年度	100%	令和10年度	-	-	-	76%	78%	S↑－差	【測定指標の選定理由】 森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりを持った森林経営の確立に向けて森林経営管理制度等を活用し、森林の経営管理の集積・集約化を推進する必要がある。このため、特に、集積・集約化が求められる私有人工林において令和10年度までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することとし、それに対する現に集積・集約化された私有人工林面積の割合を測定指標として、関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定量で向上させ、令和10年度に目標達成(100%) (私有人工林の半数(約310万ha)を集積・集約化)となるよう設定した。
					-	-	-	78%	把握中		
	把握の方法	都道府県等からの実績報告により把握。									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値－基準値)/(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
イ 国産きのこの生産量	47万トン	平成30年度	49万トン	令和12年度	-	-	-	-	47万トン	F↑－直	【測定指標の選定理由】 原木やチップの利用による森林整備への寄与や山村地域の雇用創出への寄与など、きのこ生産を通じた林業経営基盤の強化等を推進する必要がある。このため、国産きのこの生産量を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、「食料・農業・農村基本計画」に掲げる生産努力目標の令和12年度49万トンに向けて、令和2年度は47万トンとし、その後段階的(0.2万トン/年)に増加するように設定することとする。
					-	-	-	-	46万トン(暫定値)		
	把握の方法	特用林産基礎資料より把握									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当年度実績(見込)値)/(当年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

(政策分野⑳)

施策(2)	人材の育成・確保等										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	現場の抱える課題に適確に対応できる能力と現場に立脚した実践力を図るため、森林・林業を支える森林総合監理士、森林施業プランナー等の育成・確保を引き続き推進する。 加えて、林業労働力の確保とこれら林業従事者の技術力の向上を図るとともに、労働災害防止対策を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	人材の育成及び活動推進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
ア 森林総合監理士数 [※] ₁	0人	平成25年度	2,000人	令和2年度	1,000人	1,250人	1,500人	1,750人	2,000人	S↑－差	【測定指標の選定理由】 森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を適確に実施する「森林総合監理士」の数を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値は、市町村森林整備計画を策定している市町村(約1,600)に対し森林総合監理士を1～2名配置することを想定し、各年度一定量(250人/年)で向上させ、令和2年度までに2千人まで増加させることとした。
					982人	1,169人	1,274人	1,397人	1,477人		
	把握の方法		森林総合監理士登録簿により把握。								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当年度実績(見込)値)/(当年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

イ 森林施業プランナー ※2の認定人数	0人	平成23年度	2,100人	令和2年度	1,700人	1,800人	1,900人	2,000人	2,100人	S↑-差	【測定指標の選定理由】 森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、森林施業の集約化を推進する「森林施業プランナー」の数を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、森林吸収源対策に必要な間伐面積(55万ha/年)から、大規模所有者を除いた私有林の面積(27万ha/年)と先進事例におけるプランナー1人当たりの集約化実績(130ha/人・年)から、令和2年度(最終年度)に2,100人(27万ha/130ha)とし、各年度一定人数(100人/年)増加させることとした。
					1,725人	1,933人	2,133人	2,299人	2,405人		
	把握の方法	森林施業プランナー育成対策事業の実績により把握。									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当年度実績(見込)値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
ウ 統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等※3の育成人数	151人	平成22年度	5,000人	令和2年度	2,321人	2,991人	3,661人	4,331人	5,000人	S↑-差	【測定指標の選定理由】 森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、低コストで効率的な作業システムにより間伐等を行う作業班を適切に管理できる現場技能者(統括現場管理者等)の育成人数を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、令和2年度の目標として約5千人を育成するという「森林・林業の再生に向けた改革の姿」(平成22年11月 森林・林業基本政策検討委員会最終とりまとめ)の目標達成に向け、各年度一定割合(平成22年度～平成27年度まで300人/年、平成28年度～令和2年度まで670人/年)増加させることとした。
					1,751人	2,161人	2,565人	3,128人	3,874人		
	把握の方法	現場技能者キャリアアップ対策の実績より把握。									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
エ 安全かつ効率的な技術を有する新規就業者数(林業作業士(フォレストワーカー)※4 1年目研修生の育成人数)	-	-	1,200人	毎年度	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	F=一直	【測定指標の選定理由】 森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、安全かつ効率的な作業の技術を有する新規就業者の数(林業作業士(フォレストワーカー)1年目研修生の育成人数)を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値は、森林・林業基本計画に掲げられた令和2年の木材供給量(年間3,200万m ³)の目標を達成するためには、林業労働者が5万人程度必要と試算されており、これを確保するには、安全かつ効率的な作業技術を身につけた新規就業者を年間約1,200人づつ育成して加えていく必要があるため、林業作業士研修を通じて毎年1,200人づつ育成することとした。
					896人	942人	855人	772人	734人		
	把握の方法	「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の実績より把握。									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値/当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

(政策分野⑳)

目標② 【達成すべき目標】		林業労働安全の向上									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
ア 林業労働災害被災者数	1,314人	平成29年	1,248人以下	令和4年	-	-	1,301人以下	1,288人以下	1,275人以下	F↓一直	【測定指標の選定理由】 安全な伐木技術の習得等により労働災害防止対策を推進する必要があるため、林業労働災害被災者数の減少を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標に基づき、平成30年から5年間で被災者数を5%(年1%)減少させ、最終年度の令和4年までに被災者数を1,248人以下まで減少させることを目標とする。 注:根拠とする数値は暦年とされているため、人数は全て暦年としている。
	把握の方法		厚生労働省「労働災害発生状況」により把握								
	達成度合いの判定方法		Aランク(おおむね有効):毎年の目標値以下(被災者数が減少した)の場合 Bランク(有効性の向上が必要である):A又はC以外の場合 Cランク(有効性に問題がある):基準値を上回った場合								
イ 林業労働災害死亡者数	40人	平成29年	34人以下	令和4年	-	-	39人以下	38人以下	37人以下	F↓一直	【測定指標の選定理由】 安全な伐木技術の習得等により労働災害防止対策を推進する必要があるため、林業労働災害死亡者数の減少を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標に基づき、平成30年から5年間で死亡災害被災者数を15%(年3%)減少させ、最終年度の令和4年までに被災者数を34人以下まで減少させることを目標とする。 注:根拠とする数値は暦年とされているため、人数は全て暦年としている。
	把握の方法		厚生労働省「労働災害発生状況」により把握								
	達成度合いの判定方法		Aランク(おおむね有効):毎年の目標値以下(被災者数が減少した)の場合 Bランク(有効性の向上が必要である):A又はC以外の場合 Cランク(有効性に問題がある):基準値を上回った場合								

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	令和2 年度行政 事業 レビュー 事業番号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]				
(1) 農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:2-7,8,13,14,15,19,21,24)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	9,805 の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア	-	0219
(2) 林業普及指導事業 交付金 (昭和58年度) (主、関連:2-19,21)	358 (358)	358 (358)	349 (349)	349	(1)-①-ア (1)-①-イ	-	0247
(3) 森林・林業新規就業 支援対策 (平成25年度) (主)	5,907 (5,907)	4,810 (4,809)	4,638 (4,638)	4,644	(2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	-	0248
(4) 現場技能者キャリア アップ・林業労働安 全対策 (平成30年度) (主)	-	405 (405)	402 (402)	396	(2)-①-ウ (2)-②-ア (2)-②-イ	-	0249
(5) スマート林業構築推 進事業 (平成30年度) (主、関連:2-19)	-	207 (203)	197 (197)	-	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ	-	0250

(政策分野⑳)

(6)	木材生産高度技術 者育成対策 (平成30年度) (主)	-	160 (140)	107 (104)	95	(1)-①-ア	-	0251
(7)	森林経営管理制度 推進事業 (令和元年度) (主)	-	-	30 (27)	41	(1)-①-ア	-	0252
(8)	次世代林業基盤づく り交付金 (平成25年度) (関連:2-19,21)	4,955 (4,850)	3,444 (3,377)	190 (190)	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	-	0253
(9)	【TPP関連事業】 合板・製材・集成材 国際競争力強化・輸 出促進対策 (平成27年度) (関連:2-19,21)	31,781 (29,880)	40,090 (38,130)	36,535 (35,247)	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-②-イ	-	0254
(10)	林業・木材産業成長 産業化促進対策 (平成30年度) (関連:2-19,21)	-	7,337 (7,017)	10,701 (10,288)	8,389	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	-	0255
(11)	木材需要の創出・輸 出力強化対策 (平成30年度) (関連:2-19,21)	-	737 (731)	682 (673)	700	(1)-①-イ	-	0257

(政策分野⑳)

(12) 経営継続補助事業 (令和2年度) (関連:2-6,23)	-	-	-	-	-	-	-	新2-0022
(13) 林業イノベーション 推進総合対策 (令和2年度) (関連:2-19,21)	-	-	-	843	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ	-	-	新2-0036
(14) 森林保険法 (昭和12年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	国立研究開発法人森林総合研究所が保険者となり、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)、噴火災による損害をてん補することにより、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進に寄与する。	-	
(15) 森林法(普及指導事業制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うことにより、施業集約化等の推進に寄与する。	-	
(16) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 (昭和41年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ	農林業経営の健全な発展のため、入会林野近代化法に基づき、入会林野等に係る権利を消滅させ、所有権等の明確化を行う。 このことにより、農林業上の利用の増進が図られ、森林施業が適切に行われ、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。	-	
(17) 林業・木材産業改善 資金助成法 (昭和51年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-	
(18) 森林組合法 (昭和53年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るため、組合に対して、その行う事業を通じ森林の施業、経営など森林の適正な管理のための事業、総会の開催、定款など管理経営に係る業務に対する指導、助言を実施し、森林所有者の協同組織の発展を促進する。 このことにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-	
(19) 林業経営基盤の強化等の促進のための 資金の融通等に関する 暫定措置法 (昭和54年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ	都道府県知事による林業経営改善計画、合理化計画の認定を受けた林業経営者等に対し、経営改善に必要な資金等の支援を行う。 このことにより、林業経営の規模の拡大等が図られ、林業経営者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。	-	
(20) 林業労働力の確保 の促進に関する法律 (平成8年)	-	-	-	-	(2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を円滑化するための措置を講じる。 このことにより林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定が進み、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-	

(政策分野⑳)

(21) 森林経営管理法 (平成31年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を通じて、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図る。このことにより、林業の持続的発展のほか、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	-
(22) 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 (平成29年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成29年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総合研究所、都道府県関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	-
(23) 山林所得の概算経費控除 [所得税:措法第30条] (昭和28年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	立木の伐採又は譲渡に係る山林所得の金額の計算上、収入金額から控除すべき必要経費は、立木収入(収入金額-伐採費・譲渡に要した費用)に100分の50を乗じた金額とすることができる。 本特例措置は、山林所得の計算にあたり、山林の育成期間が長期に及び、森林の造成から伐採又は譲渡に至る期間の費用を明確に把握することは困難であること等から、山林所得の簡便な計算方法として設けられたものである。	-
(24) 保険会社等の異常危険準備金 [法人税:措法第57条の5、第68条の55] (昭和28年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	保険会社又は共済事業を行う協同組合が積み立てる異常危険準備金に算入できる特例措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(25) 中小企業等の貸倒引当金の特例 [法人税:措法第57条の9、第68条の59] (昭和41年度)	国税14 (10) 地方税6 (4)	国税14 (-) 地方税6 (-)	国税14 (-) 地方税6 (-)	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	森林組合等が貸倒引当金を計上した際に、繰越限度額を法定繰入額の6%増しとすることができる特例措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(26) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 [所得税・法人税:措法第34条の3、第65条の5、第68条の76] (昭和45年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	森林組合等が林地の譲渡を希望する森林組合員に代わって、林地の購入を希望する森林組合員にあつせんした場合、林地を譲渡した者は、所得税等の特別控除が適用される。 このことにより、林地の集約化と意欲ある森林所有者等による森林経営計画の作成が図られ、施業集約化等に寄与する。	-

(27)	農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る特例措置 [固定資産税:地法第349条の3の3、地法附則第15条の45] (昭和49年度)	281の内数 (286の内数)	265の内数 (438の内数)	328の内数 (470の内数)	398の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	森林組合等が国の補助金又は交付金等の交付等を受けて取得する施設等(1台(基)当たりの取得価格330万円以上)の課税標準は3年度分に限り1/2の額とする。 このことにより、地域林業の中核的担い手である森林組合等に機械・装備への投資を促進させ、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図ることで、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(28)	法人税法に基づく協同組合等の事業用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置 [事業所税:地法第701条の34の3] (昭和50年度)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	森林組合等がその本来の事業の用に供する施設において行う事業に対して課する資産割又は従業者割の課税標準は、資産割1/2、従業者割1/2を控除する。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(29)	農業協同組合等が合併した場合の課税の特例 [地価税:措法第71条の17] (平成3年度)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	農業協同組合合併助成法等に基づく農協等の合併について、合併前の基礎控除の額の合計又は10億円のいずれか低い額を合併後の農協等の基礎控除として5年間適用する。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(30)	中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税:措法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	国税119 (71) 地方税 39 (29)	国税101 (72) 地方税 36 (26)	国税101 (62) 地方税 36 (22)	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	森林組合等が機械を購入した際に、取得価格の30%の特別償却又は税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中小企業者に限る)が適用される。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(31)	農業協同組合等の合併に係る課税の特例 [法人税:措法第68条の2] (平成13年度)	国税1 (0) 地方税 0.4 (0)	国税12 (3) 地方税 5.4 (2)	国税10 (0) 地方税 4.5 (0)	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	森林組合等が一定の要件を満たした合併を行う場合、移転資産は帳簿価格により引継ぎしたものととして、譲渡益の計上を繰り延べることができる特例を措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(32)	山林についての相続税の納税猶予 [相続税:措法第70条の6の4] (平成24年度)	160 (-)	151 (-)	169 (-)	169	(1)-①-ア	林業経営相続人が、森林経営計画に定められている区域内の山林(立木及び林地)について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合は、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置。 本特例措置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林所有者の経営の継続が確保されることにより、安定的かつ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、継続的な森林経営及び施業集約化等の推進に寄与する。	-

(政策分野⑳)

	特定中小企業者等 が経営改善設備を 取得した場合の特別 償却又は税額の特別 控除 (33) [所得税・法人税:措 法第10条の5の3、 第42条の6、第68条 の11] (平成25年度)	国税0.1 (0.1) 地方税 0.1 (0.1)	国税0.1 (0) 地方税 0.1 (0)	国税0.1 (0) 地方税 0.1 (0)	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	林業者等が指導を受けて行う店舗の改修等に伴い、器具備品又は建物付属設を取得した場合購入取得 価格の30%の特別償却又は7%の税額控除との選択適用。(税額控除の対象法人は、資本金の額等が 3,000万円以下の中小企業等に限る) このことにより、林業者等の経営基盤を強化し、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全 の向上に寄与する。	-
	政策の予算額[百万円]	51,603 (内数を 含む)	67,072 (内数を 含む)	62,969 (内数を 含む)	25,262 (内数を 含む)	参照URL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/R2/index.html	
	政策の執行額[百万円]	48,881 (内数を 含む)	62,452 (内数を 含む)	59,141 (内数を 含む)				

(政策分野⑳)

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和2 年度行政 事業 レビュー 事業番号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 特用林産施設体制 整備復興事業 (平成24年度)	940 (835)	911 (830)	897 (808)	903	-	特用林産施設の効率化等のための生産・加工・流通施設の整備、次期生産に必要な生産資材の導入を支援。ほだ木の洗浄機械や簡易ハウスなどの放射性物質の防除施設等を整備。 本事業の実施により、林業の持続的かつ健全な発展に寄与する。	復-0101
(2) 【参考:復興庁より】 震災復興林業作業 システム導入支援事 業 (平成24年度)	359 (359)	359 (359)	245 (245)	137	-	復興に向けて林業事業体が行う放射整物質の影響を軽減させる作業システムの確立に必要な高性能林業機械のリース方式による導入を支援。 本事業の実施により、林業の持続的かつ健全な発展に寄与する。	復-0103

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

(注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	森林総合監理士	森林総合監理士(フォレスター)は、森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を的確に実施する技術者である。
注2	森林施業プランナー	路網計画や間伐方法等の森林施業の方針、利用間伐等の事業収支を示した施業提案書を作成し、それを森林所有者に提示して、合意形成と森林施業の集約化ができる者。 森林施業プランナーの現状は、技能・知識・実践力のレベルが様々であることや、森林経営計画の作成の中核を担うものとして期待されていることから、その能力を客観的に評価し、一定の質を確保するとともに、その能力向上を図る上でインセンティブとなる森林施業プランナーの認定制度の運用を平成24年度から開始した。
注3	統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等	低コストで効率的な作業システムにより間伐等を行う作業班を適切に管理できる現場技能者であり、段階的かつ体系的な研修を終了し登録された者。複数の現場を統括管理する統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)のほか、各現場の管理を担当する現場管理責任者(フォレストリーダー)が該当する。
注4	林業作業士(フォレストワーカー)	新規就業者を対象とした安全かつ効率的な作業に必要な知識・技術・技能を習得するための3年間の体系的な研修を修了し登録された者。

(政策分野⑳)

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省2-⑳)

<p>政策分野名 【施策名】</p>	<p>林産物の供給及び利用の確保</p>	<p>担当部局名</p>	<p>林野庁 【林野庁木材産業課/木材利用課/経営課/森林利用課/整備課/研究指導課/経営企画課/業務課/企画課】</p>
<p>政策の概要 【施策の概要】</p>	<p>森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに環境負荷の少ない社会の実現に資するため、我が国の経済社会の動向や木材の需要構造の変化等を踏まえた上で、木材の安定供給体制の構築、新たな木材需要の創出を推進する。</p>	<p>政策評価体系上の位置付け</p>	<p>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p>
<p>政策に関する内閣の重要政策</p>	<p>森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定) 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 3 林産物の供給及び利用に関する目標 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年8月</p>

(政策分野⑳)

施策(1)	木材の安定供給体制の構築										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	施業・林地の集約化、生産性の向上および供給基盤整備等を通じた原木の供給能力の増大、地域の核となる者が原木をとりまとめて供給する体制への転換、需給マッチングの円滑化、地域における森林資源、施設の整備状況等を踏まえながら、製材・合板工場等の規模ごとの強みを活かした木材加工・流通体制の整備、木材製品の品質・性能の確かな木材製品の供給、地域材の高付加価値化に向けた取組を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	安定供給体制の構築										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	基準 年度	目標 年度	目標 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
ア 国産材の供給・利用 量	24百万 m ³	平成26 年度	32百万 m ³	令和2年 度	26百万 m ³	27百万 m ³	29百万 m ³	30百万 m ³	32百万 m ³	F↑-直	【測定指標の選定理由】 林業の成長産業化に向けて、国産材の安定供給体制の構築を図り、原木を供給する能力を増大していく必要がある。このため、国産材の供給・利用量を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、「森林・林業基本計画」(平成28年5月24日閣議決定)における令和2年の木材供給・利用量の目標32百万m ³ とした。
					27,141 千m ³	29,660 千m ³	30,201 千m ³	30,988 千m ³	把握中		
	把握の方法	木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より国産材供給量を集計し、達成状況を把握。									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)/(当該年度目標値)×100 A ⁺ ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

施策(2)	新たな木材需要の創出										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	新たな木質部材の開発・普及、木質バイオマスエネルギー利用の拡大、さらには、中大規模建築物への木材利用の進展など、木材利用をめぐる潮流を的確に捉え、新たな木材需要の創出に向けた取組を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	木材需要の創出										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	23.2%	平成26 年度	30.0%	令和2 年度	年度ごとの実績値						
28年度					29年度	30年度	元年度	2年度	F↑一直		
ア 低層の公共建築物※ ¹ の木造率	23.2%	平成26 年度	30.0%	令和2 年度	24.3%	25.5%	26.6%	27.7%		28.9%	【測定指標の選定理由】 国産材の供給・利用量の拡大に向け、「公共建築物等木材利用促進法」の推進による公共建築物等への地域材利用の拡大が必要である。このため、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」において、積極的に木造化を促進するとされている「低層の公共建築物の木造率」を指標として関連施策を推進することとする。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定割合(1.13%/年)向上させ、令和2年度の30%まで、各年度一定割合(1.13%/年)で増加させることとした。
					26.0% (27年度)	26.4% (28年度)	27.2% (29年度)	26.5% (30年度)	28.5% (元年度)		
	把握の方法		国土交通省「建設着工統計」をもとに達成状況を把握								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

イ 木質バイオマス等燃料材利用量	180.5万m ³	平成26年度	600万m ³	令和2年度	320万m ³	390万m ³	460万m ³	530万m ³	600万m ³	F↑一直	【測定指標の選定理由】 バルブ・チップ用材は、我が国の木材需要量の半分近くを占めており、この分野での地域材の適切な利用を図る必要がある。このため、木質バイオマス等燃料材利用量を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定量(70万m ³ /年)向上させ、令和2年に600万m ³ へ利用量を増加させることとした。
					445.2万m ³	603.2万m ³	624.4万m ³	693.2万m ³	把握中		
	把握の方法		木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より利用量を集計し、達成状況を把握。								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)/(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
ウ 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の登録木材関連事業者*2数	—		13,000業者	令和2年度	—	3,000業者	7,000業者	11,000業者	13,000業者	S↑一直	【測定指標の選定理由】 違法伐採対策の実効性を確保するためには、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」における登録木材関連事業者数を増加させる必要がある。このため、同法の登録木材関連事業者数を指標として関連施策を推進することとする。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、登録木材関連事業者数を法律施行後5年の令和3年度までに15,000業者に増加させることを目標とし、法律施行後4年目の令和2年度に13,000業者とした。
					—	65業者	212業者	418業者	536業者		
	把握の方法		登録実施機関の情報により把握。								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)/(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】		消費者等の理解の醸成									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	目標 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
「木づかい運動 ^{*3} 」 ア に対する消費者の認知度の向上	27%	平成27 年度	37%	令和2 年度	29%	31%	33%	35%	37%	F↑－直	【測定指標の選定理由】 国産材利用を拡大していくためには、一般消費者の、木の良さや木材利用の意義への理解を醸成することが必要である。このため、林野庁では平成17年度から国民運動として「木づかい運動」を展開しており、この認知度の向上を指標として関連施策を推進することとする。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度で一定割合(2%)で向上させ、令和2年度までに37%まで増加させることとした。
					30%	34%	32%	39%	43%		
	把握の方法		農林水産統計調査又はアンケート調査により認知度を集計し、達成状況を把握。								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A ⁺ ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和2 年度行政 事業 レビュー 事業番号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]				
(1) 【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策委託事業のうち 木材製品の植物検 疫条件や流通・販売 規則等に関する調査 (平成30年度) (関連:2-1,2)	-	-	80 (80)	-	(1)-①-ア	-	0041
(2) 農山漁村振興交付 金 (平成28年度) (関連:2-7, 8,13,14,15,19,20,24)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	9,805 の内数	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	-	0219
(3) 国有林野事業 (平成25年度) (関連:2-19)	11,769 (11,110)	11,571 (11,118)	11,394 (11,051)	11,447	(1)-①-ア	-	0237
(4) 新たな森林空間利 用創出事業 (令和元年度) (関連:2-19)	-	-	32 (32)	87	(1)-①-ア (2)-②-ア	-	0243
(5) 林業普及指導事業 交付金 (昭和58年度) (関連:2-19,20)	358 (358)	358 (358)	349 (349)	349	(1)-①-ア	-	0247

(政策分野②)

(6)	次世代林業基盤づくり交付金 (平成25年度) (主、関連:2-19,20)	4,955 (4,850)	3,444 (3,377)	190 (190)	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	-	0253
(7)	【TPP関連事業】 合板・製材・集成材 国際競争力強化・輸出促進対策 (平成27年度) (主、関連:2-19,20)	31,781 (29,880)	40,090 (38,130)	36,535 (35,247)	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	-	0254
(8)	林業・木材産業成長 産業化促進対策 (平成30年度) (主、関連:2-19,20)	-	7,337 (7,017)	10,701 (10,288)	8,389	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	-	0255
(9)	木材産業・木造建築 活性化対策 (平成30年度) (主)	-	651 (649)	1,169 (1,157)	1,310	(1)-①-ア	-	0256
(10)	木材需要の創出・輸 出力強化対策 (平成30年度) (主、関連:2-19,20)	-	737 (731)	682 (673)	700	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	-	0257
(11)	林業施設整備等利 子助成事業 (平成30年度) (主)	-	330 (325)	367 (332)	315	(1)-①-ア	-	0258
(12)	林業信用保証事業 交付金 (平成30年度) (主)	-	319 (319)	348 (348)	376	(1)-①-ア	-	0259

(政策分野②)

(13)	林業イノベーション 推進総合対策 (令和2年度) (主、関連:2-19,20)	-	-	-	843	(1)-①-ア (2)-①-イ	-	新2-0036
(14)	輸出原木保管等緊急 支援事業 (令和2年度) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア	-	新2-0037
(15)	森林法(普及指導事 業制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う。 このことにより、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進が図られ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(16)	林業・木材産業改善 資金助成法 (昭和51年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(17)	木材の安定供給の 確保に関する特別措 置法 (平成8年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画等特別な措置を講ずることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(18)	公共建築物等にお ける木材の利用の促 進に関する法律 (平成22年)	-	-	-	-	(2)-①-ア	木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物の建築における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。 同法の規定に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を公表。また、あらゆる機会を通じ地方公共団体等への説明会を開催するなど法律の周知・徹底、さらに、関係省庁連絡会議や副大臣会議等において、各省庁に公共建築物等への積極的な木材利用を要請することにより、木材需要の高まりが期待され、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(19)	合法伐採木材等の 流通及び利用の促 進に関する法律 (平成29年)	-	-	-	-	(2)-①-ウ	自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずる。 同法の規定に基づき、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」を定め、木材関連事業者が取り扱う木材について合法性の確認を求めるとともに、合法性の確認を適切かつ確実に行う事業者の任意の登録制度を設けることにより、合法性が確認された木材の利用を促進し、我が国における違法伐採木材の流通の防止に寄与する。	-

(政策分野②)

(20)	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 (平成29年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成29年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	-
(21)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 [所得税・法人税:措法第33条、第64条、第68条の70] (昭和26年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(22)	交換処分等に伴い資産を取得した場合の特例[所得税・法人税:措法第33条2] (昭和26年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	交換取得資産の帳簿価格を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を当該事業年度の取得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(23)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税・法人税:措法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和26年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除。 本特例措置により、必要な収用等が円滑に進むことにより、適切な森林施業が行われ土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(24)	収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 [所得税:措法第64条の2、第68条の71] (昭和26年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	収用等があった事業年度では代替資産の取得がなく、翌期以降指定期間内に補償金等をもって代替資産の取得をする見込みであるときは、その譲渡益の範囲内で特別勘定として繰り越すことができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(25)	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 [登録免許税:措法第78条] (昭和48年度)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	-	1 (1)-①-ア	(独)農林漁業信用基金の信用保証に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定登記等についての税率の軽減。 (独)農林漁業信用基金の保証により金融機関から融資を受けて経営改善等を図ろうとする林業者等を対象に、これらの者がスムーズに経営改善等に着手できるよう、事業開始年度の経営負担を軽減し資金調達の円滑化を図ることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-

(政策分野②)

(26)	木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設に係る資産割の特例措置 〔事業所税:地税法第701条の41第1項第8号〕 (昭和50年)	314 (308)	313 (323)	319 (-)	319	(1)-①-ア	木材取引のために開設される市場又は製材、合板の製造、その他の木材の加工を業とする者若しくは木材を販売する者がその事業の用に供する木材の保管施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(27)	中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 〔所得税・法人税:措法第10条の3、第42条の6、第68条の11〕 (平成10年度)	国税119 (71) 地方税 39 (29)	国税101 (72) 地方税 36 (26)	国税101 (62) 地方税 36 (22)	-	(1)-①-ア	森林組合等が機械を購入した際に、取得価格の30%の特別償却又は税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中小企業者に限る)が適用される。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(28)	軽油取引税の課税免除の特例 〔軽油取引税:地税法附則第12条の2の7〕 (平成21年)	4,301 (4,255)	4,539 (4,385)	4,533 (-)	4,681	(1)-①-ア	林業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油取引税の免税措置。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(29)	軽油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付〔石油石炭税:措法第90条の3の4〕(平成24年度)	49 (63)	49 (65)	63 (-)	63	(1)-①-ア	農林漁業者が使用する軽油について、石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策のための税に相当する金額を還付。林業者等の経営の安定化を図ることにより、木材の安定供給の確保に寄与する。	-
(30)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 〔所得税・法人税:措法第10条の5の3、第42条の6、第68条の11〕 (平成25年度)	国税0.1 (0.1) 地方税 0.1 (0.1)	国税0.1 (0) 地方税 0.1 (0)	国税0.1 (0) 地方税 0.1 (0)	-	(1)-①-ア	林業者等が指導を受けて行う店舗の改修等に伴い、器具備品又は建物付属設を取得した場合購入取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除との選択適用。(税額控除の対象法人は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等に限る) このことにより、林業者等の経営基盤を強化し、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-

(政策分野②)

	省エネ再エネ高度化投資促進税制 (木質バイオマス発電設備・木質バイオマス熱供給装置) (31) [所得税・法人税: 措法第11条第1項の表の第4号、措法第43条第1項の表の第4号、措法第68条の16第1項の表の第4号) (平成30年度)	-	-	384 (414)	491 (2)	-	(2)-①-イ	青色申告書を提出する個人又は法人が、対象設備 [*] を取得し、事業の用に供した場合に、普通償却に加えて、取得価格の20%相当の特別償却が受けられる。 (※年間の燃料利用量のうち、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく「間伐等由来の木質バイオマス」及び「一般木質バイオマス」として証明されている木質バイオマス燃料の年間利用量が80%を超えると見込まれる設備であって、以下の①から④のいずれかを満たす設備。 ・木質バイオマス発電設備のうち、 ①設備利用率80%を超えると見込まれるもの ②発電を行う際に生じた熱を発電と同時に利用すること ③1kw当たりの資本費が、発電出力2,000kw未満の場合は62万円以下、2,000kw以上20,000kw未満の場合は41万円以下であること、 ・木質バイオマス熱供給設備のうち、 ④ボイラーの熱効率80%を超えると見込まれるもの) 本支援措置により、木質バイオマスエネルギーの利用拡大が図られ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-	
政策の予算額[百万円]	57,465 (内数を 含む)	74,361 (内数を 含む)	70,985 (内数を 含む)	33,621 (内数を 含む)			参照URL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/R2/index.html		
政策の執行額[百万円]	54,084 (内数を 含む)	69,306 (内数を 含む)	66,773 (内数を 含む)							

(政策分野②)

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和2 年度行政 事業 レビュー 事業番号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 安全な木材製品等 流通影響調査・検証 事業 (平成24年度)	101 (101)	704 (704)	102 (102)	102	-	製材工場等での原木の受け入れから木材製品等の出荷までの工程を対象とし、木材製品や作業環境などの放射性物質の継続調査・分析、川上から川下までの木材製品等の流通調査・分析、県内の原木市場や製材工場等への放射性物質測定装置の導入等を支援する。 本事業の実施により、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	復-0094
(2) 【参考:復興庁より】 災害復旧関係資金 利子助成事業 (平成24年度)	170 (170)	51 (51)	45 (45)	41	-	東日本大震災により被災した林業者等が行う復旧・復興の取組みを支援するため、高性能林業機械等の整備又は木材加工施設等の再建に必要な資金又は運転資金を株式会社日本政策金融公庫から借り入れる場合に、実質無利子、無担保・無保証の貸付とすることで資金調達を円滑にする。 本事業の実施により、被災地における木材の生産、加工等の体制を整備することで、国産材の供給、利用量の安定化を図り、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	復-0102
(3) 【参考:復興庁より】 放射性物質被害林 産物処理支援事業 (平成25年度)	386 (287)	386 (309)	343 (337)	317	-	地域林産物の流通安定化を図るため、製材工場等に滞留する樹皮、ほだ木等の放射性物質被害林産物の処理対策として、廃棄物処理施設での焼却及び運搬費用、一時保管費用等、製材工場等が負担する経費を一時的に立替支援する。 本事業の実施により、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	復-0104

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

(注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	低層の公共建築物	低層とは、3階以下の建築物をいう。なお、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)等においては、積極的に木造化を推進する低層の公共建築物として、①学校、②老人ホームなどの社会福祉施設、③病院又は診療所、④体育館などの運動施設、⑤図書館などの社会教育施設、⑥駅その他待合所及び高速道路の休憩所を定めている。
注2	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の登録木材関連事業者	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号)に基づき、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる登録された木材関連事業者。
注3	木づかい運動	平成17年度から、広く一般消費者を対象に木材利用の意義を広め、木材利用を拡大していくための国民運動として実施。

(政策分野②)